

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 13 回合併協議会

会 議 資 料

日時 平成 17 年 2 月 18 日 (金) 午後 3 時 30 ~

場所 中山町農業総合センター 2 階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 1 3 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成 1 7 年 2 月 1 8 日 (金) 1 5 : 3 0 ~

場 所 : 中山町農業総合センター 2 階 中ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

市町の廃置分合に係る総務大臣告示について

4 議 題

(1) 報 告

報告第 1 7 号 市長職務執行者の選任について

報告第 1 8 号 市章の選定結果について

報告第 1 9 号 情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて

(2) 議 案

議案第 1 4 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について

議案第 1 5 号 伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について

(3) そ の 他

合併協議会の経過について

新市発足に向けた準備状況について

5 閉 会

明治二十五年三月三十日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

告 示

○総務省告示第五十号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七
七条第一項の規定により、伊予市、伊予郡中山町
及び同郡双海町を廃し、その区域をもつて伊予市
を設置する旨、愛媛県知事から届出があつたので、
同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力
を生ずるものとする。

平成十七年一月十七日

総務大臣 麻生 太郎

官報から引用



決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町を廃し、その区域をもって伊予^{いよ}市を設置するものとする。

平成16年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

上記決定書の謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成16年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行



報告第 17 号

市長職務執行者の選任について

平成 17 年 4 月 1 日から伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町を廃し、その区域をもって「伊予市」を設置することに伴う伊予市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定に基づく協議により、次の者を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 18 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

伊予市長職務執行者 市 田 勝 久



伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町の廃置分合に係る職務執行者
に関する協議書

平成17年4月1日から伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町を廃し、その区
域をもって伊予市を設置することに伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第1
6号）第1条の2第1項の規定に基づく職務執行者について、下記のとおり定め
る。

記

1 職務執行者

中山町長 市 田 勝 久

2 任 期

平成17年4月1日から公職選挙法に規定する伊予市長選挙執行日まで

平成17年2月1日

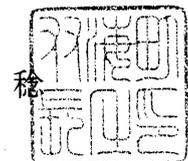
伊予市長 中 村



中山町長 市 田 勝 久



双海町長 上 田



報告第18号

市章の選定結果について

市章の選定結果について、別紙のとおり通知があったので報告する。

平成17年2月18日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

平成17年2月7日

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑 様

市章選考委員会
委員長 野村 彰 史

市章の選定結果について

新「伊予市」の市章の選考結果を次のとおり報告します。

記

採用作品



「い、よ」の文字を元に豊かな緑や海などの自然や太陽、人々が未来へ躍動する姿を「無限大」の型に重ね合わせて表現したもの。伊予市がさらに発展、飛躍していく姿を表している。

入選作品については、別紙のとおり。

○最優秀賞(採用作品)

作者：信貴正明さん(新潟県 41歳)



【デザインの趣旨】

「い、よ」の文字をモチーフに豊かな緑や海などの自然や太陽、人々が未来へ躍動する姿を「無限大∞」のフォルムに重ね合わせて表現。「ひと・まち・自然が出会う郷」新伊予市がさらに発展、飛躍していく姿をシンボライズしました。

≪講評≫

この作品は、全体を囲む線がリボンが流れるようなリズムを感じさせ、躍動感がある。また、その形は「無限大∞」とともに新伊予市の地形もイメージさせて、輝く未来へと向かう勢いのあるデザインである。山、海、太陽のイメージも分かりやすく、モノクロにした場合にもトーンに変化があり、楽しいデザインとなっている。

○優秀賞(4作品)



作者：北野公一さん
(和歌山県 60歳)

【デザインの趣旨】

伊予市の「い」の文字を図案化し、3市町の合併数を伊予灘に、円のオレンジを伊予柑をイメージしたもので、豊かな自然に育まれた環境の中、共生する人々の伸びやかな心安らぐ出会いのまちを表現した市章。

≪講評≫

この作品は、のびやかで動きがあるデザインである。オレンジの円や三本の青い線がアクセントとなり、さわやかさを強調している。また、波を立てることで、未来へ向かっていく力強さも感じさせる。モノクロにしても、変化があり印象は変わらないデザインである。



作者：田中博士さん
(愛知県 48歳)

【デザインの趣旨】

全体の形は伊予市の「伊」です。ブルーとグリーンは豊かな海と大地を、オレンジは太陽と市民の情熱(まち)を表現しています。人と人、人と自然の交流を表し、「ひと・まち・自然が出会う郷」のイメージです。

≪講評≫

この作品は、漢字の「伊」を見事に簡略化している。やわらかく動きもあり、全体としてもまとまりが感じられる。海のブルー、太陽のオレンジ、大地のグリーンがきれいに合わさっているのが良い。モノクロの場合、やや単調になる。



作者：中島 厚さん
(群馬県 73歳)

【デザインの趣旨】

伊予市の「い」をモチーフに「ひと・まち・自然が出会う郷」をイメージ、躍動する人で「伊予市」の飛躍する姿と1市2町の合併と交流を表し、文化・産業・豊かな自然に恵まれたまちを表現しました。

≪講評≫

この作品は、「い」をモチーフにまとめられている。3色が折り合い1つの丸い形を作ることで、合併するという、いいイメージを表現している。やや硬さもあるが、多くの人に好まれやすいデザインである。



作者：長澤竹四郎さん
(岩手県 68歳)

【デザインの趣旨】

市名頭文字「イヨ」をモチーフに三市町が合併、誕生する新「伊予市」を「ひと・まち・自然が出会う郷」をイメージにデザインするとともに、「融和、団結、雄飛発展」の輝く未来を親しみやすくシンボライズしたものです。

≪講評≫

この作品は、前進する、はばたくというイメージを強く感じさせる。やや硬い感じではあるが、力強さがある。モノクロにしても印象は変わらないデザインである。

特別賞（3作品）



作者：森 直衛さん
（宮城県 84歳）

【デザインの趣旨】

伊予の頭二文字、い、よ を一体化

豊かな美しい自然を背景に自然との共生、力強い産業、文化の交流と活力ある元気な市民一体の和で創る新たなまちづくりを目指し、さらに未来へ向かって発展

《講評》

この方は、84歳の高齢（応募者全員の中で最高齢）にもかかわらず、11点もの作品を送付して下さいました。それぞれのデザインもしっかりとした意図を持って考えられたもので、着色もていねいである。



作者：大西美紗希さん
（伊予市 11歳）

【デザインの趣旨】

枠は旧伊予市の灯台をイメージ、あとは双海町の海、中山町の山で自然がたくさんな市です。という趣旨で作りました。

《講評》

この作品は、伊予市在住の小学5年生の女の子が、伊予市の灯台を外枠にし、中に双海町の海、中山町の山を入れ、3市町が1つになったイメージのデザインである。



作者：村上祐太さん
（松山市 18歳）

【デザインの趣旨】

カタカナの「イヨ」という文字からデザインしました。緑で自然、赤で人の心の温かさ、青で海を表現し、全体のシルエットが新しい時代へとびだすようなイルカの形になるようにデザインしました。

《講評》

この作品は、「イヨ」という文字を形に取り入れ、全体として、まとまりのある作品になっている。形は人の顔にも見え、ユーモラスな楽しさも感じられる。パソコンを用いた応募作品が多い中、高校生ながら、マスクングをして彩色しており、その仕事の正確さは、評価に値する。

公募結果

応募総数 689 作品

応募数の住所別分類

	件 数	割 合	件 数	割 合
伊予市	267	38.8		
中山町	14	2.0		
双海町	57	8.3		
3市町計			338	49.1
愛媛県内			73	10.6
愛媛県外			278	40.3
合計			689	100.0

会議等の開催状況

- 1月11日(火) スタッフ会議(選考方法の協議)
- 1月15日(土) スタッフ会議(絞り込み作業)
- 1月22日(土) スタッフ会議(市章候補作品、特別賞候補作品をそれぞれ5作品に絞り込む。)
- 1月24日(月) 類似調査(市章候補作品の5作品について、他の地方公共団体等のマークと類似しているものがないか調査を行った。その結果、5作品とも類似のマークはないとの回答を受けた。)
- 2月4日(金)
- 2月5日(土) 選考委員会(市章、特別賞作品の決定)

市章の制定手続

- 4月1日(金) 市章の条例を制定(市長職務執行者の専決処分)

新「伊予市」市章選考委員会の概要

新「伊予市」市章選考スタッフ会議が絞り込んだ市章候補作品（5作品）と特別賞候補作品（5作品）の中から市章の採用作品（1作品）と特別賞（3作品）を選考した。

- ・開催日 平成17年2月5日（土）
- ・会場 合併協議会事務局
- ・出席委員 委員8人中7人

市章

【選考に当たって】

選考作業に入る前に、次の点を確認した。

1 選考の視点

- (1) 見た人が親しみを感じるものであること。
- (2) 伊予市、中山町、双海町の3市町の意義を包含しているものであること。
- (3) 美しい、つまりバランス、リズム、ハーモニーがあること。

2 住民を代表する選考委員の客観的な視点として、特に幅広い年齢層の感覚にも配慮すること。

【選考過程】

5作品について、全委員から自由に意見や質問の発言があった。

意見が出尽くした後、消去法でふるいにかけての結果、信貴さんと北野さんの作品が残った。

この残った2作品について、再度、話し合いが行われた。

意見が出尽くした後、採決の結果、全会一致で信貴さんの作品に決定された。

【主な意見】

信貴さんの作品

デザインは斬新で無限大という趣旨もいいが、なんか倒れてしまいそうで不安定な感じがする。

不安定な感じがするという事は、リズムがあるということである。この作品は、大変リズムの良い作品で、市章としても今まで見たことのないアイデアの作品であり、とても新鮮で躍動感を感じるものである。

封筒や記章など、実際に使用する場合を想像しても、楽しくインパクトがあるのではないか。

北野さんの作品

波で3市町を表現し、「い」の図案化も大変見事なものであるが、円のオレンジや「い」の緑の色が、若干気になる。

このオレンジと緑は、中間色を使っているため、人によって好き、嫌いが出てくるので、これを見た人が親しみを感じるかどうかという点で、問題が残ってしまう。「3本の波」にも、もう少し趣旨に工夫が欲しい気がする。

総 評

5点の候補作品は、それぞれに素晴らしいものであったが、採用作品は、選考に当たって確認した条件を満たしていた上に、先進性が感じられ、今、我々が選ぶ新市の市章として最もふさわしいと考える。全国に発信できるデザインである。

特別賞

【選考に当たって】

市章というデザイン的な要素だけで選考を行うのではなく、作者の作風やその努力、これからの将来などについても判断基準に盛り込んだ作品で、作品本意ではなく、その背景にまで踏み込んで評価し、表彰者を選考した。

【選考過程】

5 作品について、全委員から自由に意見や質問の発言があった。

意見が出尽くした後、消去法でふるいにかけた結果、4 作品が残った。

採用したい作品でふるいにかけた結果、まず 2 作品が決定した。

残った 2 作品について、再度、話し合いが行われた。

意見が出尽くした後、採決の結果、全会一致で 1 作品が決まった。

【主な意見】

森さんの作品

応募者全員の中で最高齢の 84 歳であり、しかも 11 作品も応募してくださいました。これら作品のデザインもしっかりとした意図を持っておられ、その意欲に脱帽する。

大西さんの作品

この作品は、小学校 5 年生でありながら、細かいデザインを丁寧に仕上げられており、その努力は、素晴らしいものである。今後も、意欲的に何事にもチャレンジする気持ちを持ち続けてもらいたい。

村上さんの作品

パソコンの作品が多い中、マスキングという技法を使ってとても丁寧に彩色しており、この地道な努力と技術を評価するとともに、現在、高校生でもあるので、将来を期待したいものである。

新「伊予市」市章選考委員会委員名簿

区	分	氏名	備考
学識経験者	伊予市	西岡義雄	副委員長
	〃	安田一江	
	中山町	高橋敏	
	〃	上岡幸子	
	双海町	矢野鎮男	
	〃	富岡喜久子	
美術・デザインの ノウハウを有する者	済美高校 教諭	野村彰史	委員長
	伊予市立伊予中学校 教諭	長尾美津子	

新「伊予市」市章選考スタッフ名簿

職名等	氏名	備考
済美高校 教諭	野村彰史	
伊予市立郡中小学校 教諭	栗林敏二	副会長
伊予市立郡中小学校 教諭	安倍周作	
伊予市立港南中学校 教諭	渡邊寿美	
伊予市立伊予中学校 教諭	長尾美津子	会長
中山町立中山中学校 教諭	夏井尚子	
双海町立由並小学校 教諭	大淵淳子	

報告第 19 号

情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて

情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 18 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて

1 情報化推進計画

(1) 地域情報化の目標

合併・広域化のメリットを活かし、かつ地域格差のない行政サービスの提供を支援する。

市民参加・協業による行政サービスの実現を支援する。

(2) システム統合運用開始以降の 5 か年の基本計画

計画期間は平成 17 年度～ 21 年度とする。

合併によって統合された行政情報システムを出発点とする。

(3) 地域情報化の定義

地域情報化とは、市民・地域団体等の利用者の視点で、役立つ地域サービスに関する情報利活用の仕組みを構築することである。

地域サービス提供者には民間、市民相互、行政があるが、当計画期間中は行政サービスを対象とする。

(4) 着実・実益的な地域情報化

フロントオフィス（直接的サービス）とバックオフィス（間接的サービス）の調和を図る。

情報化の効果を評価して、適正な情報化投資を可能にする。

地域利用者の実態を踏まえ、インターネット利用を絶対条件とはしない。

情報セキュリティポリシーに沿って、行政情報システム構築・運用に関する実施基準および手順を定める。

2 情報セキュリティポリシー

情報セキュリティポリシーとは、伊予市が所掌する情報資産^{注1}に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものの総称である。

情報セキュリティポリシーは、伊予市が所掌する情報資産に関する業務に携わる全職員、非常勤、臨時職員及び外部委託事業者に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかしながら、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

具体的には、情報セキュリティポリシーを、次の3階層に分け、それぞれを策定する。

情報セキュリティ基本方針

情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針

情報セキュリティ対策基準

情報セキュリティ基本方針を実行に移すためのネットワーク及び情報システム情報セキュリティ対策の基準

情報セキュリティ対策基準適用表

情報セキュリティ対策基準のうち、ネットワーク及び情報システムごとに適用する対策を示す表

また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとの具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として「情報セキュリティ実施手順」を策定する。

^{注1}情報資産 ... ネットワーク及び情報システムの開発、運用及び管理等に係る全ての情報（アクセス記録、文書・図面等の電磁的記録及び紙等の有機体へ出力された記録等）並びに構成機器をいう。

第5回伊予市・中山町・双海町合併協議会 情報化推進審議会の概要

第5回伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会が開催され、情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて、審議を行った。

- ・諮問機関 伊予市・中山町・双海町合併協議会
- ・諮問日 平成17年2月1日(火)
(審議会開催日)
- ・会場 ウェルサンピア伊予 1階 橘の間
- ・出席委員 委員11人中11人
- ・案件 (1) 情報化推進計画
(2) 情報セキュリティポリシー

審議内容

1 情報化推進計画について

【主な質疑応答】

問：先進合併市町村の事例として、合併当日、窓口での対応が大変多忙であったと聞いています。新市発足時の対応に配慮をお願いします。

事務局：合併事務については、制度的な調整、人的な調整、物的な調整の3つの局面に応じて作業を進めています。特に、電算システムについては、「制度・人・物」の3要素を横断的に調整していくものであるため、当初からプロジェクトチームを立ち上げ、業者の支援を受けて統合作業を進めています。また、合併当日に混乱が起きないように、十分な検証をするよう努めています。

問：下灘支所にはすでに高速ネットワークが整備されているようですが、佐礼谷支所には、ネットワークがないようです。佐礼谷支所への整備はどのようになりますか？

事務局：下灘支所については、光ファイバによる高速ネットワークが既に整備されていますので、それを継続して使用します。佐礼谷支所については、現在と同様、ファックス扱いで住民票などの発行を行いますが、それによる住民サービスの低下はないと考えています。なお、今後とも地域格差が生じないように配慮をしたいと思います。

問：防災無線等の体制について、新システムにどのように融合されていくのでしょうか？防災システムのみが取り残されるようなことはありませんか？

事務局：防災無線については、現行システムを維持していきます。なお、防災情報の一般市民への提供について、ホームページなどの活用を図り、最終的には統合型のGIS（地理情報システム）の整備を考えています。

問：若い主婦層では、携帯電話から情報を得ることが多くなっています。少子化対策のためにも携帯電話から簡単に情報が得られるように検討をしてください。

事務局：携帯電話・インターネットの活用を含め、アプリケーションの充実について、子育て支援のためにも、最大限の配慮をして進めていきたいと思っています。

問：情報化を経済活動にも生かすべきであると考えますが、資料にある「雇用」、「起業」、「営農」とはどのようなものを指すのでしょうか？

担当業者：まだ具体的ではありませんが、「雇用」とは企業誘致をはじめ、新しい雇用の創出、「起業」とはベンチャーをはじめとする新しい業種を地域内で始めるための支援をすることです。起業や雇用を行いやすい環境を用意するため、必要な情報を提供する地域サービスを整備することを考えています。また、「営農」に関しても、それぞれの活動に必要な情報を提供することであると考えています。

2 情報セキュリティポリシーについて

問：最大のセキュリティホール（安全に運用する上での弱点）は人間です。「倫理観の欠如」、「動機が存在」、「機会の存在」の3点が犯罪の発生要因であると思います。倫理観の欠如、動機が存在については、徹底的な教育、良好な人間関係をしっかりと構築する必要があります。機会の存在については、運用ルールの遵守が必要となります。こうしたことをふまえて対処してください。

事務局：「最大のセキュリティホールは人間」であることを充分認識した上で、CIO（最高情報統括責任者）をはじめとした組織図を確立させた上で、それぞれの担当者の倫理観も含めた意識の向上を図っていきます。

問：私どもは、セキュリティポリシーが遵守されているかをチェックするために、セキュリティポリシーに基づいた細かな基準書と照合し、外部監査、内部監査、自主監査を行っています。こうした監査をもって、セキュリティポリシーが守られているかチェックしています。現状にあわなくなれば、監査の結果に基づいて、変えていきます。

監査については、どのような体制を考えているのでしょうか？

事務局：内部の者のみの監査とすると客観的な判断について問題が残るため、外部監査を取り込んで、セキュリティチェックを行っていくこととします。

問：現場では非常勤職員や臨時職員が大活躍するケースもあります。そういった職員にも、雇用及び契約時にセキュリティポリシーの教育訓練を行うのでしょうか？

事務局：職員同様に、非常勤職員や臨時職員にも教育を行います。

問：データの廃棄について、「消去」では不安が残ります。技術革新によって、「消去」されたものが復活することも考えられます。物理的な「破壊」の方が良いのではないのでしょうか？

事務局：「初期化」を「破壊」等も含めた表現に見直します。

【主な意見等】

アナログ情報に対する習慣の基盤があってはじめて、デジタル情報への基盤ができあがります。デジタル先行ではなく、並行してアナログ情報への習慣基盤を確立することを肝に銘じてください。

市町合併時には、職員の精神的な不安、迷いなどが生じます。そうした精神的なものも無視できません。人的な関係についても、教育訓練とされるようお願いします。また、職員同士のチームワークが大切です。特に合併当日には、それぞれが助け合いながら事務作業を進めてください。

情報の流出は、単純なミスで起こることが多く見受けられます。そういうことのないよう重点的に教育訓練されるようお願いします。

セキュリティポリシーという言葉もかなり知られるようになっていきます。「セキュリティポリシー委員会」が存在し、機能していることを十分に住民に周知するようお願いします。

議案第 14 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について

伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について、別紙のとおり定める。

平成 17 年 2 月 18 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について

伊予市、中山町及び双海町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成が完了し、平成16年12月20日に廃置分合の愛媛県知事決定がされ、平成17年1月17日総務大臣告示がされたことから平成17年4月1日に新「伊予市」が設置されることとなった。このことから平成16年4月1日に設置した伊予市・中山町・双海町合併協議会は、その役割が終了することから平成17年3月31日をもって、関係する市町議会の議決を経て廃止するものとする。

【 参 考 】

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6（略）

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

議案第 15 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について

伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について、別紙のとおり定める。

平成 17 年 2 月 18 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会 歳入歳出決算について

伊予市・中山町・双海町合併協議会が平成17年3月31日をもって廃止することに伴う当協議会の平成16年度決算については、次のとおり行うものとする。

記

- 1 合併協議会の収支については、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約第18条の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- 2 会長であった者は、速やかに決算書を作成し、協議会委員及び監査委員であった者に通知するものとする。
- 3 決算により生じた剰余金及び合併協議会が有している備品、事務用品並びに事務書類は、新「伊予市」にすべて引き継ぐものとする。

【 参 考 】

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約（抜粋）

（協議会解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。



出納監査報告書

平成16年4月から12月までの出納監査を実施したので、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

平成17年1月19日

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑 様

監査委員 藤本 壽美 雄 

監査委員 渡 邊 芳 春 

- 1 監査年月日
平成17年1月19日
- 2 監査の場所
伊予市・中山町・双海町合併協議会事務所
- 3 監査の対象となった期間
平成16年4月1日から平成16年12月31日まで
- 4 監査の対象
収支計算書、収入支出集計表、歳入歳出簿並びに各調書等に関する関係諸帳票、預金通帳及び証拠書類
- 5 監査の方法
監査に当たっては、予算の執行は目的にそって計画的かつ効率的に執行されているか、また収入支出等の会計事務は関係法規等に適合し、適正かつ効率的に、また健全な運用が行われているかなどを主眼として各関係諸帳票、預金通帳及び証拠書類の計数の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査した。
- 6 監査の結果
収支計算書、収入支出集計表、歳入歳出簿に関し、諸帳票、預金通帳及び証拠書類を照合審査した結果、収支計数は正確であり、内容についても関係法令等に準拠しており、正確であると認められた。

伊予市・中山町・双海町合併協議会の経過について

【法定合併協議会設立までの経緯】

年 月 日	記 事
平成16年	
1月 7日	伊予市・中山町・双海町による事前協議
1月 8日	任意合併協議会を設立
2月 2日	第1回任意合併協議会（伊予市）
2月12日	第2回任意合併協議会（中山町）
3月 1日	第3回任意合併協議会（双海町）
3月 3日 ） 15日	伊予市・中山町・双海町合併構想説明会 12会場（伊予市：6会場、中山町：3会場、 双海町：3会場）
3月18日	第4回任意合併協議会（伊予市）
3月29日	3市町において法定協議会を設置する旨の議決

【法定合併協議会設立後の経緯】

年 月 日	記 事
平成16年	
4月 1日	法定合併協議会を設立
4月 8日	第1回合併協議会（中山町）
5月13日	第2回合併協議会（双海町）
6月10日	第3回合併協議会（伊予市）
6月30日	第4回合併協議会（中山町）
7月 1日	新市建設計画（原案） 愛媛県へ事前協議を行う

年 月 日	記 事
7月 8日	第5回合併協議会（双海町）
7月22日	第6回合併協議会（伊予市）
8月12日	第7回合併協議会（中山町）
8月26日	第8回合併協議会（双海町）
9月 9日	第9回合併協議会（伊予市）
9月21日	新市建設計画（原案） 愛媛県との事前協議終了
9月27日	第10回合併協議会（中山町）
9月28日	新市建設計画 愛媛県へ正式協議
10月 4日	新市建設計画 愛媛県との正式協議終了
10月 7日	第11回合併協議会（双海町）
10月28日	伊予市・中山町・双海町合併協定調印式（伊予市）
10月29日	3市町において合併関連議案を議決
11月 9日	廃置分合申請書を愛媛県知事に提出 第12回合併協議会（伊予市）
12月20日	市町の廃置分合について愛媛県知事決定
平成17年	
1月17日	市町の廃置分合について総務大臣告示
2月18日	第13回合併協議会（中山町）
3月31日	合併協議会の廃止
4月 1日	新 伊予市施行

新市発足に向けた準備状況について

合併事務の局面	制度的調整	>	人的調整	>	物的調整
		事務の方式 事務事業の一元化 まちづくり構想・建設計画		組織機構 事務分掌・事務分担 人事配置	
準備状況及び計画	H 16 年	合併協議 合併手続	電算データ検証・移行 組織機構の原案		電算ネットワーク整備 事務所の配置原案 電算端末装置設置
	1 月	↓ 官報告示	事務分掌・事務分担の原案 現担当者による事務検証		事務所レイアウト原案 事務所引越計画 電算並行稼動(業務による)
	2 月	市章選定	新市職務執行者協議 電算統合検証 電算に関する職員教育		事務所引越整備関係業者説明会 事務所引越職員説明会 議場等改修
	3 月		新市人事配置(内示) 合併ガイド発行 新市担当者による事務検証 電算統合リハーサル		事務所引越(第1次・第2次・第3次)伊予 事務所引越(第4次)中山・双海 電気・LAN等動作確認 電算統合(第1次・第2次)
平成17年4月1日		合 併 施 行			